

具体的施策(案)

第3回茨木市みどりの施策推進委員会 資料

〔取組内容案の色凡例〕 黒字:現行計画の取組内容 赤字:進捗状況や庁内ヒアリングに基づき追加や変更を検討する取組内容、更新箇所

基本方針	具体施策項目案			改定方針	取組内容案 ※上記色凡例参照	
みどりの活用	(1) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としての緑の活用					
	①	健康づくり、レクリエーション分野	緑と人	人と人	継続	
	②	子育て分野	緑と人	人と人		
	③	教育、生涯学習分野	緑と人	人と人		
	④	保健・福祉分野	緑と人	人と人		
	⑤	交流・観光、地域活性化分野	緑と人	人と人		
	⑥	景観分野	緑と緑	緑と人		
	⑦	防災分野	緑と緑	緑と人		
	⑧	自然環境保全分野	緑と緑	緑と人		
	(2) 緑やまちづくり活動等にかかる情報の発信					
①	緑やまちづくり活動等にかかる情報の発信	緑と人	人と人	拡充	・茨木市の緑や緑を活用したまちづくり活動等の情報を集約し、様々な手段を用いて発信。 ・市内の公園情報や緑のイベントの開催情報などに関するパンフレット、緑の活用方法を掲載したアイデア集を作成。 ※これらは冊子を作成するほか、インターネットなどを活用して配信 【拡充案】 ・SNS等インターネットを活用した情報発信を推進 #緑と人 #人と人 ・発信する情報に、緑の魅力や価値、活用例などを追加 #緑と人 #人と人	
(1) 緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進						
①	緑の活用拠点の整備	緑と緑	緑と人	人と人	拡充	・市内の適所に緑化拠点を開設し、情報発信や講習会等を開催。 ・園芸など植物に関する様々なテーマで勉強会を開催 【拡充案】 ・中心市街地の緑の拠点「おにくる」、北部地域の緑の拠点「ダムパークいばきた」での、情報発信や講習会等の充実 #緑と緑 #緑と人 #人と人 ・「緑の相談会」及び「緑の勉強会」の継続、緑の活用やまちづくりに関する内容の充実(例えば、健康と緑、子育てと緑、交流と緑といった活用をテーマとした勉強会や体験、ファシリテーション術などコミュニティ活動に関する勉強会など) #緑と人 #人と人
②	公園利活用の推進				新規	【新規案】 ・地域主体で公園の利用ルールを作成するなど利活用を推進 #緑と人 #人と人 ・公園利活用に関わる市民や団体等を増やすことに努める #緑と人 #人と人 ・多様な主体による公園プラットフォーム制度の活用に向けて検討 #緑と人 #人と人 ・「みんなの公園アイデア＆やってみるワークショップ」の継続や、ホームページで紹介している「都市公園の活用方法」を分かりやすく冊子化して紹介するなど、都市公園の活用推進 #緑と人
③	緑化にかかる活動支援	緑と緑	緑と人	人と人	継続	・年1回自治会等希望団体を対象に樹木を配布。 ・配布対象を拡大するため、広報活動の充実、工場緑化や民間敷地の植栽を積極的に促進。
④	緑や環境に関する活動団体の育成	緑と緑	緑と人	人と人	拡充	・緑化、環境保全などについて調査・研究する団体や既存ボランティア団体等の取組活動を支援し、今後も団体が増えていくよう団体の育成に取り組む。 ・緑や環境の活動に関わる人材育成や情報発信ツールの活用等により、福祉や子育て団体などにおいても、その活動の中で緑を効果的に活用する団体を増やすことに努める。 ・団体間や市民間のネットワークを強化するため、団体等の交流や情報交換の場を提供する。 【拡充案】 ・森林や公園植栽など緑の維持管理に関する活動支援 (公園緑地課でバラ剪定実技講習、農林課で森林ボランティア団体への活動補助を既に実施) #緑と人 #人と人 ・山林、公園緑地、オープンスペースなど緑を活用したい団体等と活用場所とのマッチング #緑と人 ・活動団体等の発表・交流会の開催 #人と人
⑤	緑や環境の活動に関わる人材育成	緑と緑	緑と人	人と人	拡充	・花と緑に関する育成技術向上の講習会を開催し、緑化にかかる知識の普及、啓発に努め、今後も充実を図り、緑を育成、維持、管理できる人材育成に取り組む。 ・「緑の勉強会」を開催し、緑化知識や技術の向上、緑の活用方法などの内容を市民に伝える。 【拡充案】 ・森林環境サポーター養成講座を引き続き開催し、森林に関する知識や保全技術の習得により、里山の維持・保全に携わる人材を育成する。 #緑と人 #人と人
⑥	専門家との連携強化	緑と緑	緑と人	人と人	拡充	緑のまちづくりについて専門的なアドバイスを行うアドバイザー派遣制度の創設や専門家による緑の講習会の開催など、専門家との連携による取組を強化。 【拡充案】 ・専門家と連携し「緑の勉強会」の充実を図る。 #緑と人 #人と人
(2) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催						

1

〔取組内容案の色凡例〕 黒字：現行計画の取組内容 赤字：進捗状況や庁内ヒアリングに基づき追加や変更を検討する取組内容、更新箇所

基本方針	具体施策項目案		改定方針	取組内容案 ※上記色凡例参照
	①	市民さくらまつり(元茨木川緑地) 緑と緑 緑と人 人と人	拡充	・市民さくらまつりを開催し、活動人口の増加と市民活動への支援の観点及び民間活動の導入など、催しのリニューアルを進め、より良い催しとなるように取組む。 ・まちの美化や緑の保護、育成に関する知識の普及などのPR活動を進める。 【拡充案】 ・市民さくらまつりの魅力向上、改良に関する社会実験に取組む(既にテラスの活用、照明の社会実験に取組んでいる) #緑と人 #人と人 ・リ・デザイン計画にもとづく桜の後継樹の育成を進める(既に実施) #緑と緑
	②	生きもの観察会・学習会 緑と人 人と人	継続	・山林や河川、公園の緑などの茨木市の自然を活用し、こどもなどが自然の生態系や環境保全について学ぶことができる生きもの観察会や学習会を開催しており、さらなる内容の充実を図る。
	③	緑化にかかる表彰 緑と緑 緑と人	継続	・緑化に対する市民への啓発と普及を図るため、民間施設や民有地の緑化を対象として行っている都市緑化及び公園保全美化活動功労者の表彰を継続する。
	④	緑化や活用イベントの実施 緑と人 人と人	拡充	公園や緑地を活用し、樹木や草花、昆虫などを研究し勉強するなどのイベントを実施。 【拡充案】 ・子育てや健康づくり、地域交流など、公園や緑地のイベント利用を推進 #緑と人 #人と人
	(3) 緑化事業の推進			
	①	茨木市緑化基金の充実と活用 みどりともどり 緑と人	継続	市民、事業者への緑化基金の協力キャンペーンを様々なイベントで行い、基金増を図ります。
	②	花と緑の街角づくり推進事業 緑と緑 緑と人	継続	・自治会、こども会、老人会、住宅管理組合、草花愛好グループ等と協定を結び緑化を推進。 ・緑の勉強会等を活用し緑化知識や技術の普及を推進することで組織の育成を図り、自主的な管理運営活動ができるように支援。
	③	民有地緑化助成事業 緑と緑 みどり与人	継続	・生垣緑化の助成を、接道部の緑化や緑化の困難な地域における緑視の向上のための壁面緑化への支援へと拡大し、基準や要件の見直しを行っており、制度周知を進めて活用を促進することで効果的な民有地の緑化の推進に努める。
	(1) 緑地の保全			
	①	森林の保全	拡充	【拡充案】 森林保全の全体に共通する事項として下記内容を記述する。#緑と緑 ・森林環境の保全・再生も含めた農林業施策の上位計画策定を検討 ・モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林については、大阪府や周辺市町、森林組合等と連携し、森林病虫害対策を含めた保全・再生を図る。 ・森林環境譲与税等も活用しながら、茨木市木材利用基本方針に基づく公共建築物の木造化・木質化や、私有林整備施策実施者への補助、関係団体との連携による森林整備、木工体験活動等の実施や支援を行う。
みどりの 保全・創出	1)	自然公園 緑と緑 緑と人	継続	・大阪府立北摂自然公園として指定されている竜王山周辺(竜王山地区)、上音羽・泉原周辺(多留見地区)、銭原・長谷周辺(見立地区)の森林は、その自然の風景を保護するとともに、案内看板、散策コースのマップの整備などにより、レクリエーションや環境学習等による市民利用の増進を図る。
	2)	近郊緑地保全区域 緑と緑	継続	・近郊緑地保全区域に指定している北部地域のまとまりのある森林については、今後も保全に努める。 ・市民の健全な心身の保持及び増進を図るとともに、公害や災害の防止などに寄与する緑を保全する。
	3)	保安林及び地域森林計画対象民有林 緑と緑	継続	・保安林及び地域森林計画対象民有林については、水源のかん養や木材の生産を基本としつつも、生物多様性の確保、自然景観の保全といった役割も重要となっていることから、都市近郊の貴重な緑地空間として秩序ある土地利用計画のもとその保全、育成に努める。
	② 景観緑地の保全			
	1)	景観緑地の保全 緑と緑	継続	・市街地から見える範囲にある山麓部の南斜面の緑地や西穂積丘陵は、景観緑地としての役割の他に、環境面から見ても地球温暖化の防止や生態系の保護などに貢献する緑地であることから、今後、各種制度活用も視野に入れながら緑地の保全に努める。なお景観計画において「みどり・田園景観区域」に指定されており、市街地から北摂山系への眺望景観の保全や緑化の促進などが図られている。
	③ 農地の保全			
	1)	市街化調整区域の農地の保全 緑と緑 緑と人 人と人	拡充	・市街化調整区域の農地は農業生産の場のみでなく、洪水防止、水源かん養等の国土保全機能等を持っていることから、今後も、農業生産活動の継続を図りつつ、それらの有する機能を維持するとともに、農空間を利用した新たな多面的機能についても検討する。 【拡充案】 ・農業経営基盤強化促進法に基づき策定した地域計画の実現に向け、地域農業や農地の維持・保全を図るため、新規就農者の確保と育成に取り組む。(既に農林課で、令和6年度から新規就農希望者を対象とした「地域農家制度」や「就農支援塾あぐりば」を実施) #緑と緑 #緑と人 #人と人
	2)	市街化区域の農地の保全 緑と緑 緑と人	継続	・生産緑地は、農業生産の場のほか災害時の避難場所となるなど良好な生活環境の確保を図る上で保全の必要性が高く、都市計画との整合を図りながら保全に努める。
	3)	市民農園の整備 緑と緑 みどり与人	継続	・開設中の市民農園の運営を継続する。
	④ 身近な樹林地の保全			
	1)	社寺林や個人地の緑の保全 緑と緑	継続	・保存樹制度や緑地協定制度等を活用しながら、身近な憩いの空間として、所有者の意向を尊重しつつ保全に努める。
	(2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営			2

〔取組内容案の色凡例〕 黒字：現行計画の取組内容 赤字：進捗状況や庁内ヒアリングに基づき追加や変更を検討する取組内容、更新箇所

基本方針	具体施策項目案		改定方針	取組内容案 ※上記色凡例参照
	①	公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営		
		1) 住区基幹公園 緑と緑 緑と人	拡充	・市街地における配置バランスや誘致効果を考慮し、整備率が低い地域において用地の確保が可能で人口の定着が期待できるなどの条件をもとに、優先順位を定めて整備を推進。彩都等の大規模都市開発に伴う一部の未整備の公園等は、市街地整備に合わせて整備する。 ・公園施設長寿命化計画に基づき、地域の実情に合わせた再整備や施設・設備の更新を計画的に実施し、再整備の際には、ユニバーサルデザイン化を進めることを基本としつつ、利用者の意向を把握し、地区の特性を踏まえた整備を行う。 ・市民会館跡地エリア第二期整備では、様々な人、過ごし方が、緩やかに空間・時間を共有し、人やアクティビティをつなげる「share to link」のコンセプトを踏まえ、社会実験などで市民の参加を得ながら整備を進める。 ・公園の管理運営は、規模や特徴を踏まえ民間活力の活用によるにぎわいづくりを検討するなど、公園の多様なストック効果をより向上させる取組を推進するとともに、指定管理者制度やアドプト制度など市民・民間が管理に携わる新たな展開も含めた官民連携による公園の活性化を図る。 ・公園施設は、毎年定期点検を行い、効率的な維持修繕に努める。 ・植栽は、利用者の安心・安全に配慮しながら維持管理を行う。 ・緑の適切な管理運営を進めていくため、過去の維持管理作業及び経過が記載された公園台帳の充実を図る。 【拡充案】 ・パークマネジメントプランの策定を検討し、生活圏域での公園機能の充実、維持管理の効率化を図る。#緑と緑 #緑と人 ・既存の都市公園・児童遊園の統廃合や機能再編や長期未着手都市計画公園のあり方について検討する。#緑と緑 #緑と人
		2) 都市基幹公園 緑と緑 緑と人	拡充	・西河原公園（総合公園）は、住区基幹公園と同様の維持管理を進めるとともに、周辺地域のまちづくりに寄与する機能の整備を含めた官民連携の取組について検討を進める。 ・松沢池公園（一部開園）は、池沼を含んだ公園であり、現在、農業用ため池として利用されていることから、開設の時機を待つ。 ・安威川ダム周辺整備基本計画を策定し、総合公園として官民連携による整備・運営を行う。 【拡充案】 ・P-PFI等の官民連携制度の活用や民間手法による公園の維持管理・運営も視野に入れ、公園の機能の充実、魅力の向上を検討する。#緑と緑 #緑と人 #人と人 ・パークマネジメントプランの策定を検討し、生活圏域での公園機能の充実、維持管理の効率化を図る。#緑と緑 #緑と人 #人と人 ・都市公園の統廃合や機能再編について検討する。#緑と緑 #緑と人
		3) 都市緑地 緑と緑 緑と人	継続	・元茨木川緑地は、「元茨木川緑地リ・デザイン計画」に基づき、茨木市の緑の骨格軸として、官民連携による公園運営の検討等も含めて、良好な緑地として保全・整備、管理運営を進める。 ・その他の都市緑地についても、適切な維持管理に努める。
	②	開発による公園・緑地の確保整備・維持管理		
		1) 市条例による公園の確保整備・維持管理 緑と緑	継続	・本市では開発による公園の整備基準を以下のように定めている。 ・一定規模が確保できるように用地の集約化を指導 ・開発区域面積が3,000㎡以上の住宅建設を目的とする開発行為等については、市条例により算出された面積以上を公園として整備するよう協議 ・緑地協定の締結を促進する。
		2) 市条例による緑地、広場、緑道の確保整備 緑と緑	継続	・緑地、広場、緑道は、市条例に基づく協議により確保に努める。
		3) 市条例により確保された緑地、広場、緑道の維持管理 緑と緑	継続	・開発によりつくられた公園・緑地等は、周辺住民等の協力を得ながら適切な維持管理に努める。
		4) 大阪府自然環境保全条例による緑地の確保 緑と緑	継続	・この条例は自然環境の保全と回復を図ることより、健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。 〈地域緑化の推進〉 住民が共同して一定の区域内の緑化を推進する場合、苗木の提供など必要な援助を行う。 〈公共施設の緑化義務〉 公共施設には植栽等で緑化する義務がある。 〈民間施設の緑化義務〉 民間事業者及び管理者は緑化に努めるものとする。 ・特に自然環境に影響を及ぼす1ha以上の規模の開発行為等については「自然環境の保全と回復に関する協定」を行い、基準に従った緑化が必要。
	③	緑関連公共施設の整備、維持管理・運営		
		1) 児童遊園の維持管理 緑と緑 緑と人		・地域の実情に合わせた再整備を進めるとともに、主体的な日常の運営管理は地元自治会で、その他の維持管理は市により行う。
		2) 緑道・自然歩道等の整備・維持管理 緑と緑 緑と人	継続	・既存の緑道・自然歩道については、北部地域の魅力向上に資するためにも、適切な維持管理に努める。 ・本市による維持管理だけでなく、市民や事業者と連携を図ることにより、利用しやすい状態の維持に努める。

〔取組内容案の色凡例〕 黒字：現行計画の取組内容 赤字：進捗状況や庁内ヒアリングに基づき追加や変更を検討する取組内容、更新箇所

基本方針			具体施策項目案	改定方針	取組内容案 ※上記色凡例参照
		3)	運動施設の整備、維持管理 緑と緑 緑と人	拡充	・忍頂寺スポーツ公園や平成27年開設のサッカー場としての機能を持つ桑原ふれあい広場、公式のサッカーやラグビーの試合ができる多目的運動広場が整備されているダムパークいばきたなど、運動施設をバランス良く整備し、今後も健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場としての機能の充実を図りながら整備する。 ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進める。 【拡充案】 ・パークマネジメントプランを策定し、都市公園における運動施設の機能の再配置や充実を検討する。#緑と緑 #緑と人
		4)	青少年野外活動センターの整備、維持管理 緑と緑 緑と人	継続	・今後も青少年が自然と親しみながら「協力」「友愛」「奉仕」の心を育み、たくましい実践力を培う場、あるいは市民のレクリエーションの場として利用の増進を図るため整備する。 ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進める。
	(3)	まちなかの緑の最適化			
		①	道路の緑	拡充	・本文中で「まちに緑を増やし、木陰を創出する」視点にふれる。
		1)	街路樹 緑と緑 緑と人	拡充	・適切な管理をしていくため植栽年や過去の維持管理作業等を記録した台帳を作成する。 ・樹冠の連続する街路樹とするなど、緑視効果の向上を図る。 【拡充案】 ・街路樹診断結果や、市民意見交換会、ワークショップを踏まえ、「街路樹再整備方針」を策定し、基準に沿った適切な剪定や植え替え等の維持管理、更新を進める。また、方針に基づき維持管理を実施していくための実施計画の策定を検討する。(建設管理課で策定、検討予定) #緑と緑 #緑と人
		2)	街角の緑化修景 緑と緑 緑と人	拡充	・市民や事業者の協力を得ながら花や樹木の植栽等を行い、緑化修景を図る。 【拡充案】 まちにみどりを増やし、木陰を創出する。#緑と緑 #緑と人
		②	河川水路の緑		
		1)	河川水路の緑 緑と緑 緑と人	拡充	・危険防止、生物多様性の確保などに配慮しつつ、アドプト制度の導入などを図りながら、適切な維持管理に努める。 【拡充案】 ・市民ボランティア等による河川の水質改善や生物多様性保全の取組を支援する(環境政策で取組んでいる) #緑と緑 #緑と人 ・大阪府と連携し、安威川や大正川の河川敷の活用促進に取組む #緑と人
		③	学校の緑		
		1)	学校等の緑 緑と緑 緑と人	継続	・自然観察等の教材となるシンボルツリーも含めた樹木の植栽やピオトープの活用、グリーンカーテンの設置等を進める。 ・芝生化された園庭・校庭の適切な維持・管理を進める。
		④	公共施設の緑		
		1)	公共施設の緑 緑と緑 緑と人	拡充	・既存の緑の活用や敷地緑化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法による緑の確保に努める。 ・明るく親しみのある環境を創出するため、花や実をつける樹種も組み入れた積極的な緑化及び適切な維持管理を進める。 ・市民会館跡地エリア活用基本構想、基本計画に基づき施設整備と合わせた緑化を推進する。 ・道行く人たちが気軽に立ち寄り、休憩できるよう、公共施設に緑地を確保する。 ・公共施設の緑化の目標を設定し、計画的な緑化を推進する。 【拡充案】 ・広場の緑化は催しなどでの活用や生物多様性の観点から、芝生以外での緑化を検討する。#緑と緑 #緑と人
		⑤	民有地・民間施設の緑		
		1)	民間施設の緑化誘導 緑と緑	継続	・大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に基づき緑化を指導・誘導。
		2)	工場・事業所の緑 緑と緑	継続	・防災、ヒートアイランド対策、景観形成などの観点から積極的な敷地内緑化と適切な維持管理に努める。 ・特に敷地境界や接道部では、地域特性や街路樹などを考慮し、周辺環境と調和した緑化に努め、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化を行う。 ・敷地内においても工場立地法による緑地を確保するとともに景観木等の植栽を促進する。
		3)	業務地の緑 緑と緑	継続	・総合設計制度の制度を活用する場合は、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化と適切な維持管理を促進する。
		4)	地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化 緑と緑	継続	・市民等の自発的なルールづくりの中で緑化率を規定し、地区内の積極的な緑化と維持管理を促進する。 ・土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する緑地協定制度の導入を促進する。 ・住宅地や商業・業務施設等においては、地区計画、景観協定等の精度の活用も含め、敷地内緑化や生垣等による良好な市街地環境の形成を図る。